

川崎市様式(特例チェックシート)

生産性向上や賃上げ促進に資する機械装置等に係る 固定資産税の課税標準の特例チェックシート

川崎市内に所在する固定資産(償却資産)について、地方税法附則第15条第44項に規定する課税標準の特例措置の適用を新たに受けるには、本チェックシートの必要事項(太枠内)を記入し、必要書類を添付して申告してください。

I 必要書類について (提出前に、次の書類が添付されているか確認し、「チェック欄」に「レ」をチェックしてください。)		
提出書類		チェック欄
ア	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)、課税標準の特例該当償却資産明細書	
イ	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)(別紙「先端設備等導入計画」を含む。)	
ウ	先端設備等導入計画の認定書(写)	
エ	認定経営革新等支援機関が発行する「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」(写)	
オ	賃上げ方針を表明していない場合には、提出不要です。	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)
カ	特例の対象となる資産がリース資産である場合には、提出が必要です。ただし、「先端設備等導入計画」の申請者が償却資産の申告を行う場合には、提出不要です。	公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」(写)
キ		リース契約書(写)

II 特例対象要件の確認について (提出前に、次の項目に該当するか確認し、該当する方に○を付けてください。)			
確認内容		申告者確認欄	
1	課税標準の特例措置の適用を受ける資産は、賦課期日(本年1月1日)現在において、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものですか。	いいえ	はい
2	「先端設備等導入計画」の申請者が資本若しくは出資を有する法人の場合	いいえ	はい
	賦課期日(本年1月1日)現在において、資本金の額若しくは出資金の額の総額が1億円以下ですか。		
3	「先端設備等導入計画」の申請者が個人、又は資本若しくは出資を有しない法人の場合	いいえ	はい
	賦課期日(本年1月1日)現在において、常時使用する従業員の数が1,000人以下ですか。		
	賦課期日(本年1月1日)現在において、「みなし大企業」ではないですか。(「みなし大企業」は課税標準の特例措置の適用対象外です。)	いいえ	はい
	「みなし大企業」とは ・同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額の総額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ・2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人		

上記の記入事項について相違ありません。

申告者記名欄	提出日 令和 年 月 日
事業者名(「先端設備等導入計画」の申請者名)	担当者名
	連絡先(日中に連絡が取れる電話番号)

※上記の記入事項について記入内容を確認させていただく場合があります。

令和6年11月作成